

第7節について

(1) 血液製剤の適正使用の推進

・国は、「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」を各医療機関に示してきたところであるが、適正輸血および自己血輸血の推進、輸血過誤防止策の徹底など適切な輸血の実施状況について定期的に評価し、血液の安全かつ適正な使用を推進するための効果的な方法を検討するものとする。

(2) 院内体制の整備

・血液製剤を使用する医療機関は、上記指針に従い血液製剤を院内で適切に管理し、安全かつ適正に使用するよう管理体制・実施体制を整備する必要がある。

特に輸血療法を日常的に実施する医療機関では、輸血部門を置き、責任医師の下に輸血療法委員会を組織し、輸血業務を一括管理するとともに、検査技師による輸血業務の24時間体制を整備する。

さらに、特定機能病院などの教育病院では、適正輸血・自己血輸血・輸血過誤の防止策について、医学生ならびに医療従事者に輸血医学の教育を実施するために、輸血部に専任医師及び専任技師を配置する。

国は様々な機会を通じて、輸血部・輸血療法委員会の設置とその充実に働きかけるものとする。